

沖縄県議会議員一般選挙ポスター掲示板設置業務 仕様書

1 件 名

沖縄県議会議員一般選挙ポスター掲示板設置業務

2 業務概要

沖縄県議会議員一般選挙時におけるポスター掲示場の作製、設置、補修・補強・移設等の維持管理及び撤去業務（運搬を含む。）。また、これらに伴う用材・人員・写真・部材等保管・車両等の一切の経費は受注者の負担とする。

3 契約期間

契約の日から選挙期日後 8 日後まで（※契約予定日：令和 6 年 5 月 1 5 日（水）頃）

4 業務の着手について

ポスター掲示板面（以下「ボード部分」という。）の作製その他各業務については、発注者が指示してから着手すること。

5 業務期間

（1）設置期限

令和 6 年 6 月 3 日（月）

（2）撤去期間

令和 6 年 6 月 1 7 日（月）から令和 6 年 6 月 2 4 日（月）以内。

6 設置箇所数

村内 2 4 箇所。設置箇所は別紙①のとおり。

7 ポスター掲示場仕様

（1）材質等

①ボード部分

- ・ 強風雨への耐水性及び耐久性があり、収縮、歪曲、割れ、印刷のかすれ等が発生しないこと。
- ・ 段の数は 2、区画の数は「6」。別紙②を参照のこと。※区画数等は変更の可能性有り。
- ・ 厚さは 3 mm 以上であること。

②栈・支柱

栈は 3 0 mm 程度の角材、支柱は 4 5 mm 程度の角材で共に木材の新品。支柱の長さは 2. 0 m。

（2）ボード部分の印刷等

①注意書き部分（見出し部）

注意書き部分のステッカーは、大宜味村選挙管理委員会において別途発注するため、配布されたものを、設置されたポスター掲示板の別紙②のように掲示する。

8 業務について

- （1）業務時における車両及び歩行者等の安全を確保すること。
- （2）上記 5（1）の設置業務開始までに、受注者が全ての設置箇所について必ず現地調査を行うこと。その際、設置予定箇所に障害や疑義等がある場合は直ちに担当者に連絡すること。
- （3）各業務の際は構築物や植木等を毀損させないこと。万が一毀損させた場合は、受注者の責と負担により、現状に復すこと。

- (4) 発注者が交付する、設置場所を示した地図、設置場所一覧表及び設置例図等に基づき設置すること。
- (5) 全ての設置場所について、支柱を設けること。設置にあたっては、ボード部分の最高点が地上から概ね2.0mとなるようにし、水平かつ垂直に施工すること。
- (6) 強風雨に耐えうるよう、ボード部分の栈・支柱への釘止め、設置箇所（構造物・地面）への番線等による固定は確実にを行うこと。また、構造物へ設置する場合は、構造物の所有者の了解を得たあと、養生を十分に行って設置を行うこと。
- (7) 設置後から撤去完了まで、天災・事故等によるボード等の破損や歪み等による取り替え・補修・補強等の保守点検管理、設置場所の移動や設置方法の変更等について、発注者からの指示に従い直ちに出勤し対応すること。
- (8) 撤去業務の際は部材（材木、金具、掲示されたポスター、押しピン等）を全て回収し、現場を確実に元の状態に回復すること。なお、撤去後の廃材・ポスター等は受注者の責により処分すること。
- (9) 業務の施工時間は午前9時から午後5時までの間とする。
- (10) 上記5（1）及び（2）の各業務の完了後直ちに文書で全箇所に係る完了報告書を文書で発注者に提出すること。

9 支払条件

完了払い

10 その他

- (1) 設置・撤去期間、ボード部分の区画数、設置箇所数及び設置形態別設置数（別紙）については、現時点における予定であり、変動する可能性がある。
- (2) 上記5「①設置業務完了後」、「②撤去業務完了後」の2時点における各設置場所の現況写真を撮影し、完了報告書として提出すること。
- (3) 撤去したボード部分（残数分を含む。）は、受注者の責により再利用処理すること（再利用証明書の提出は不要。）。
- (4) ボード部分に掲示されていたポスターについては、撤去業務後、流出、散逸等させないよう確実に処分すること。
- (5) 施工上の瑕疵により損害等を与えた場合は、受注者の責と負担とする。
- (6) 設置業務の施工、ボード部分が原因によるポスターの剥落、耐水加工不足等が原因によるボード部分の変形等により、公正な選挙執行に影響を及ぼすと発注者が認めるときは、受注者の責と負担により、直ちに現状に復すこと。
- (7) 契約締結後、沖縄県選挙管理委員会の議決によりボード部分の区画数に増減が生じた場合は、必ず受注者が対応すること。その場合は受注者が経費積算書（明細書）を提出し、適切な金額により受注者と変更契約を行う。
- (8) この仕様書のほか、詳細については協議のうえ決定する。

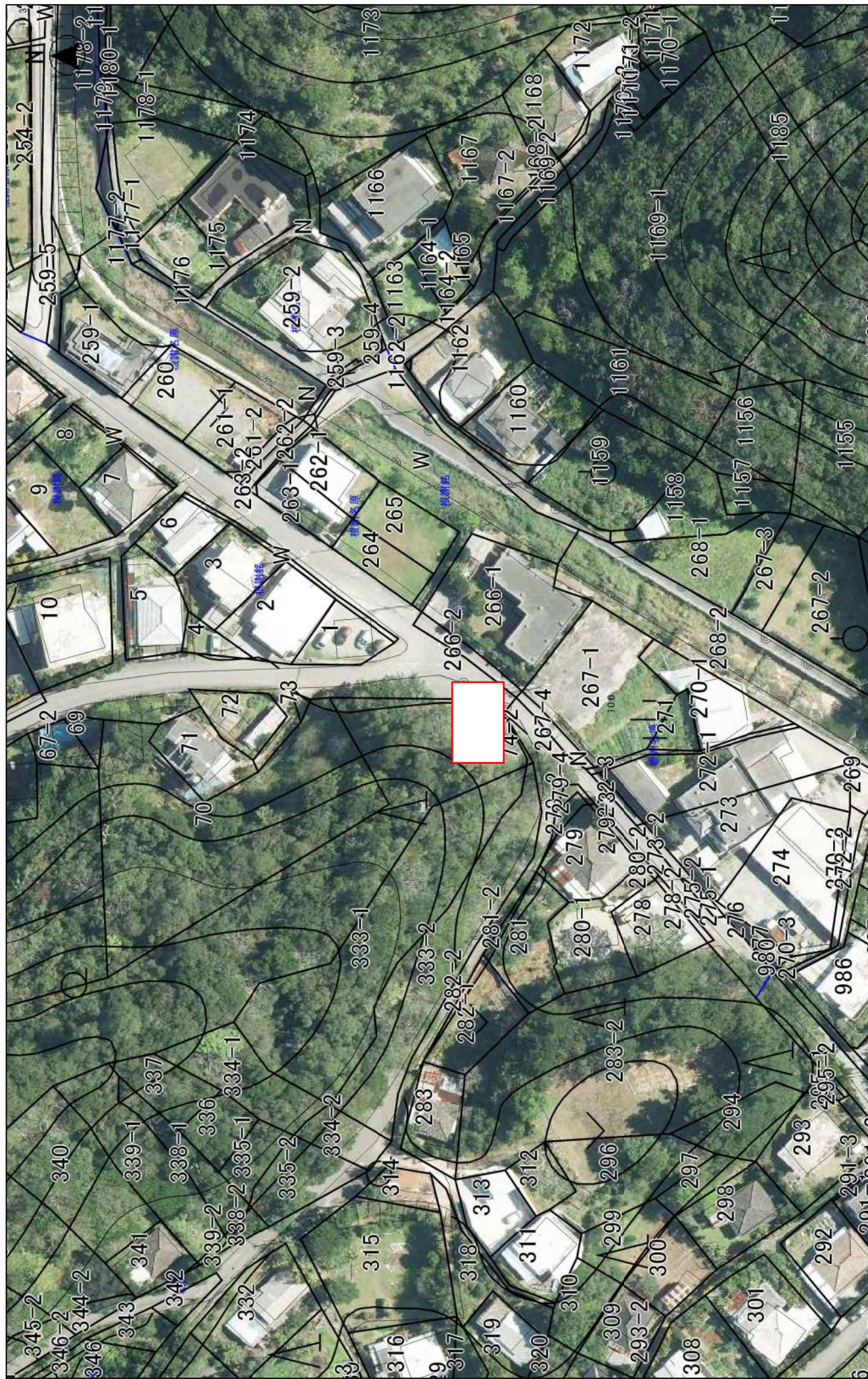
大宜味村ポスター掲示場設置場所

投票区	連番	区域番号	所在地番
第一投票所	1	1-1	田嘉里 4 7 2 (公民館)
	2	1-2	謝名城 7 4 - 1 (売店付近)
	3	1-3	喜如嘉 7 7 7 - 1 (公民館)
	4	1-4	饒波 2 1 - 1 (公民館付近)
	5	1-5	饒波 2 2 2 3 - 1
	6	1-6	大兼久 1 0 0 (私有地)
	7	1-7	大兼久 1 5 7 (役場入口)
	8	1-8	大宜味 2 2 8 (私有地)
第二投票所	9	2-1	根路銘 4 7 (公民館)
	10	2-2	根路銘 1 4 6 1 - 6
	11	2-3	上原 1 3 7 - 1 (公民館付近)
	12	2-4	塩屋 1 3 0 6 - 3
	13	2-5	塩屋 3 7 0 - 2 (公民館付近)
	14	2-6	屋古 1 9 0 (私有地)
	15	2-7	田港 (無地番) (バス停付近)
	16	2-8	押川 1 5 4 - 1 (私有地)
第三投票所	17	3-1	大保 2 7
	18	3-2	白浜 1 3 3 - 3 (白浜入口付近)
	19	3-3	宮城 1 0 (公民館)
	20	3-4	津波 1 9 7 1 - 4 7 4 (江洲タンク付近)
	21	3-5	白浜 4 4 2 - 1 6 4 (私有地)
	22	3-6	津波 9 5 - 3
	23	3-7	津波 6 2 1 (旧公民館)
	24	3-8	津波 1 4 2 7



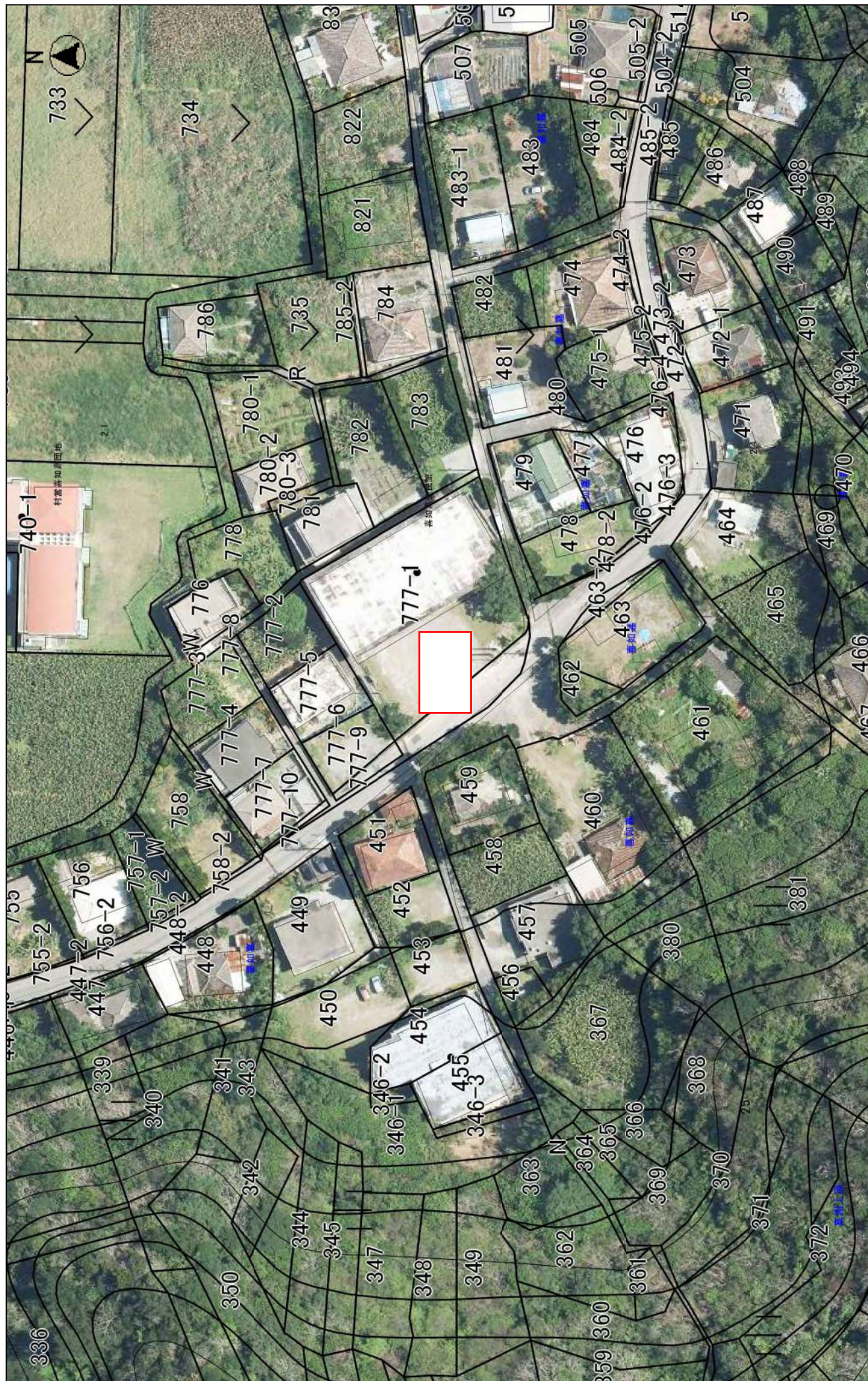
縮尺 1 : 1000

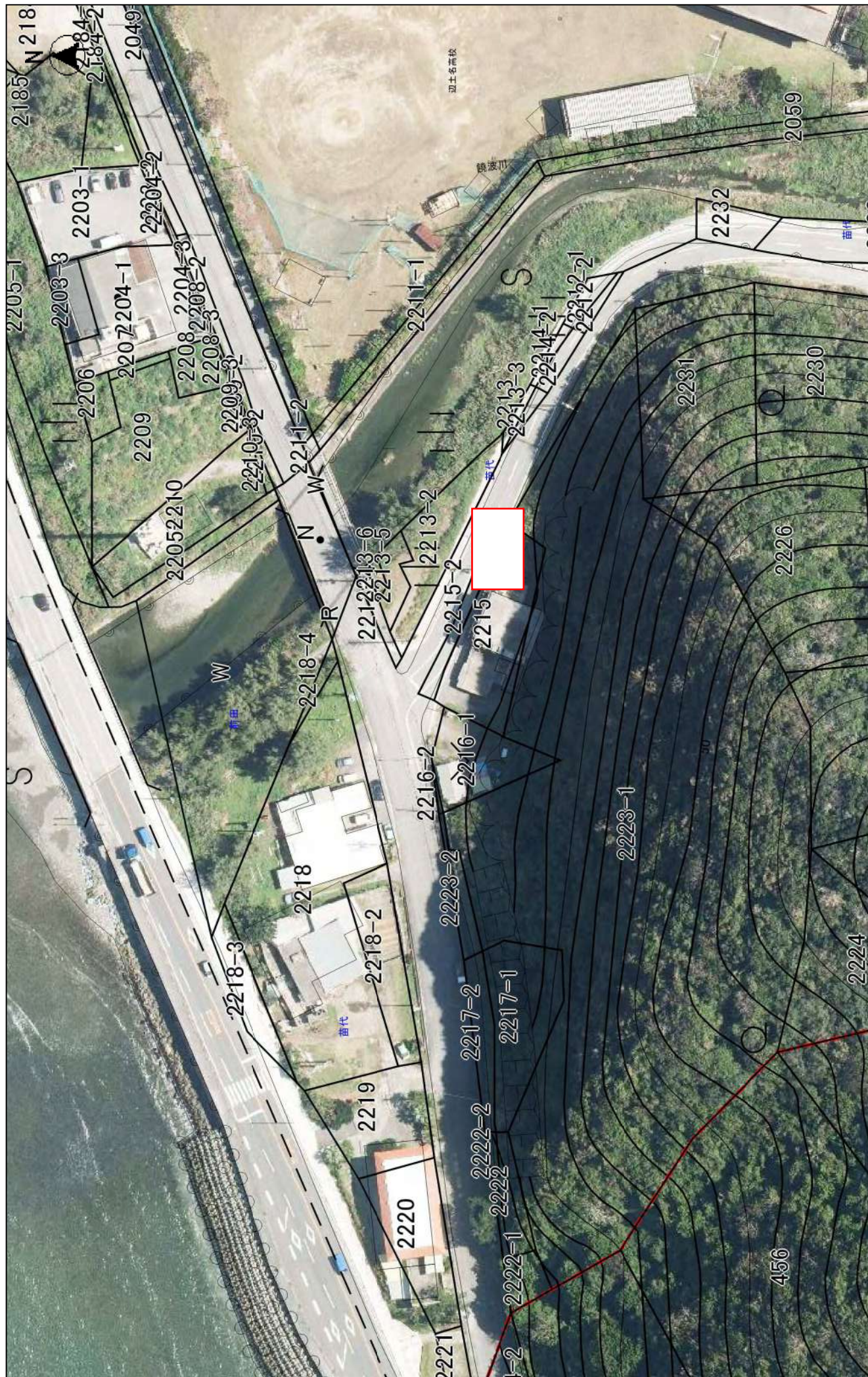


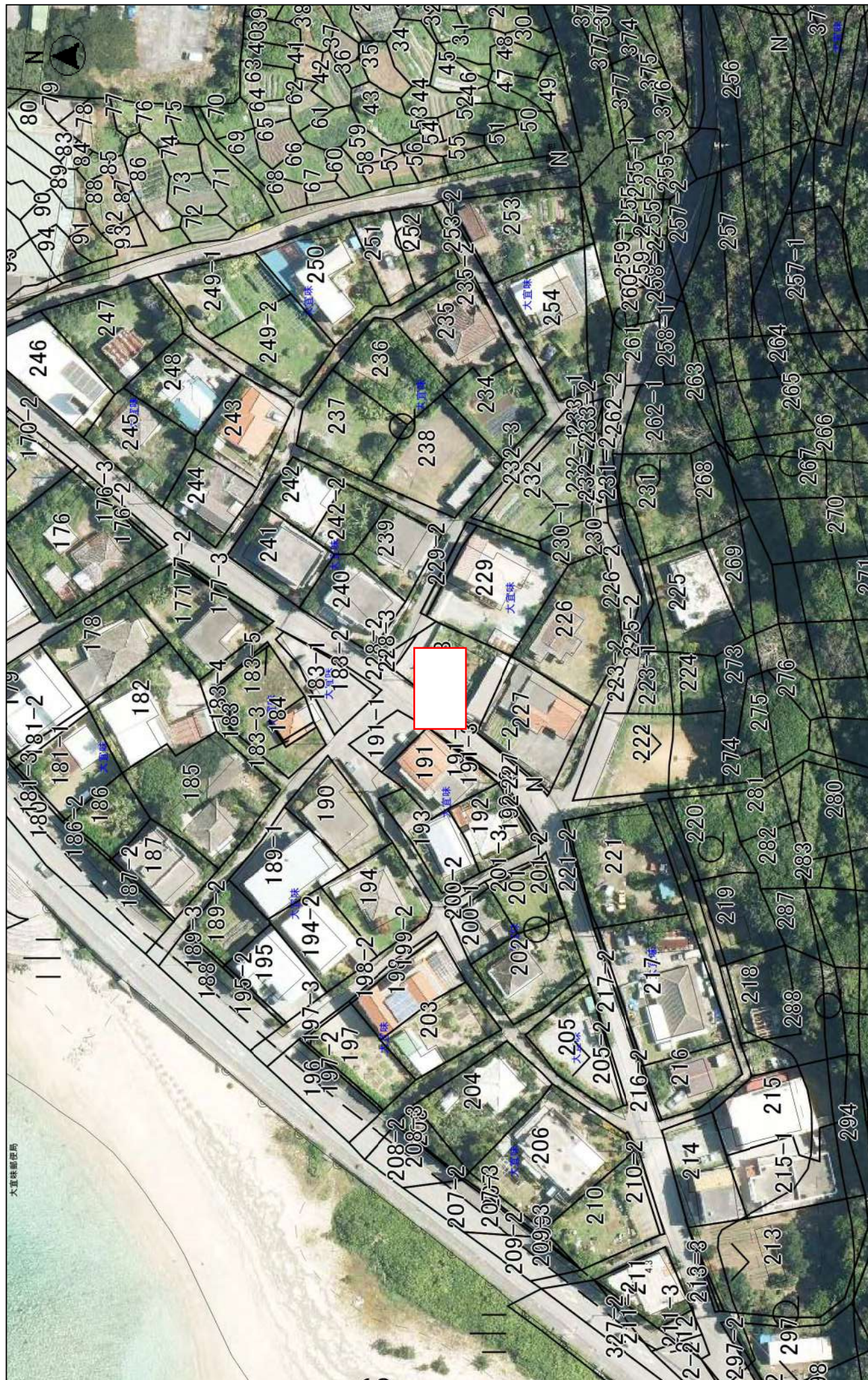


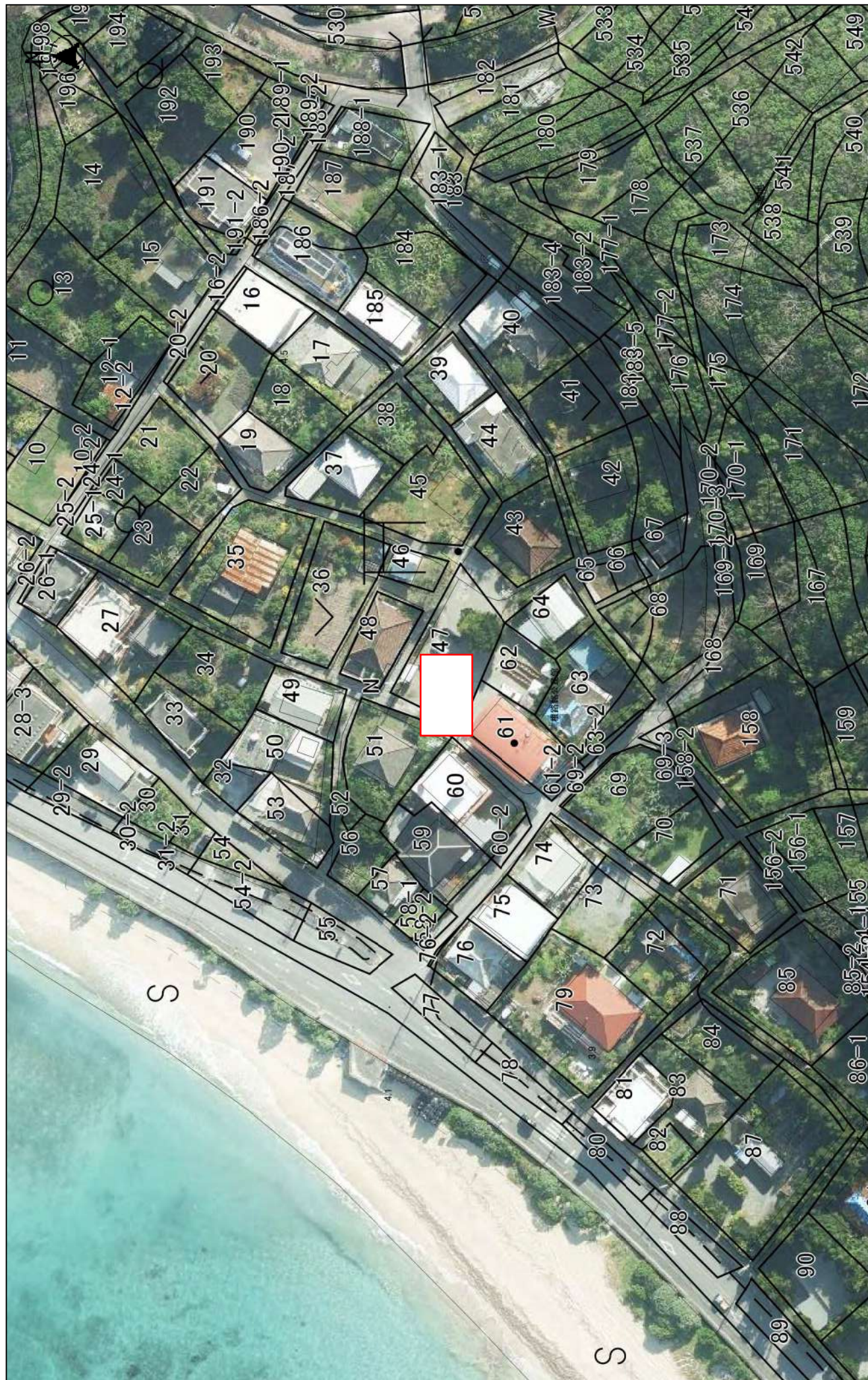
縮尺 1 : 1000







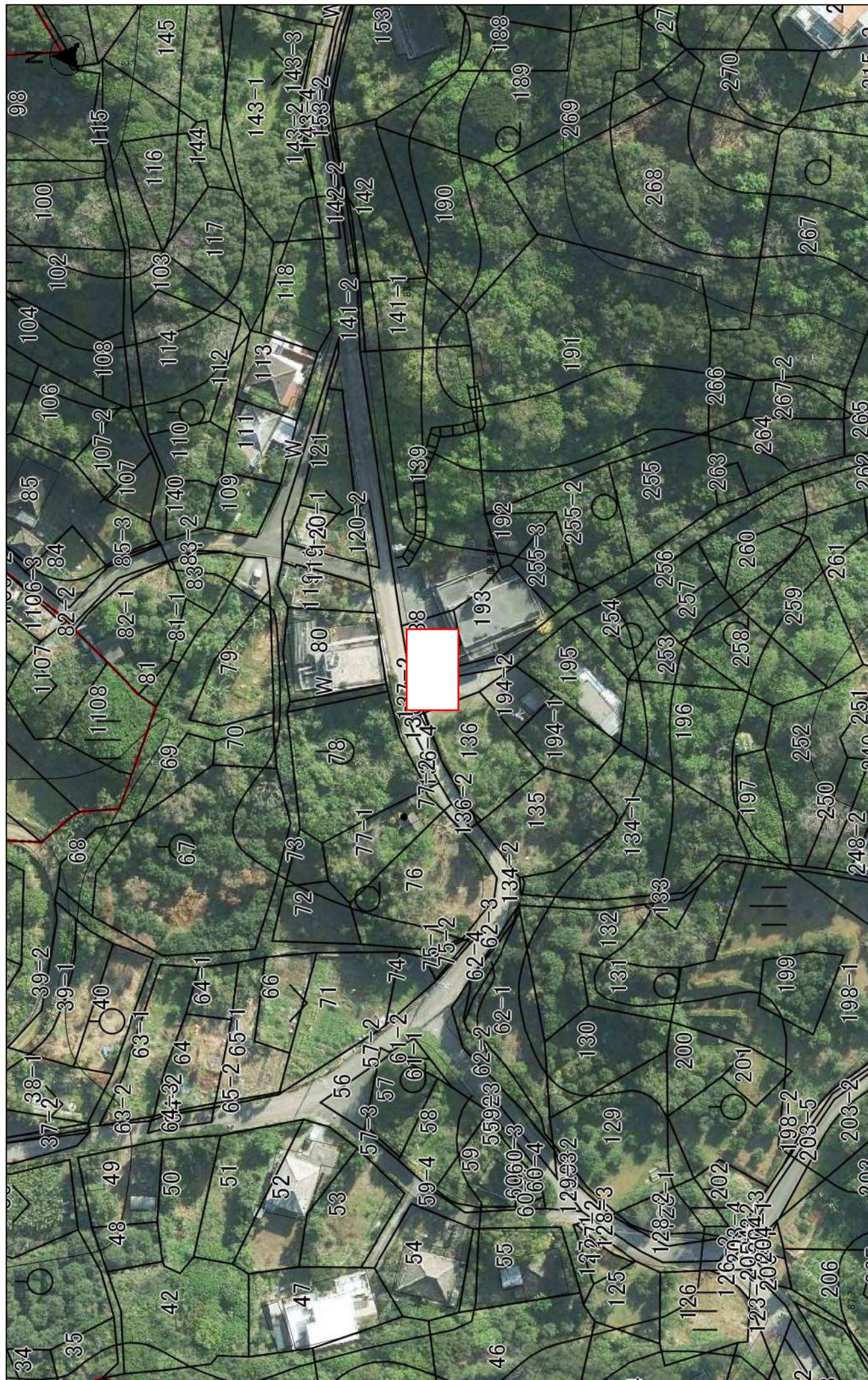


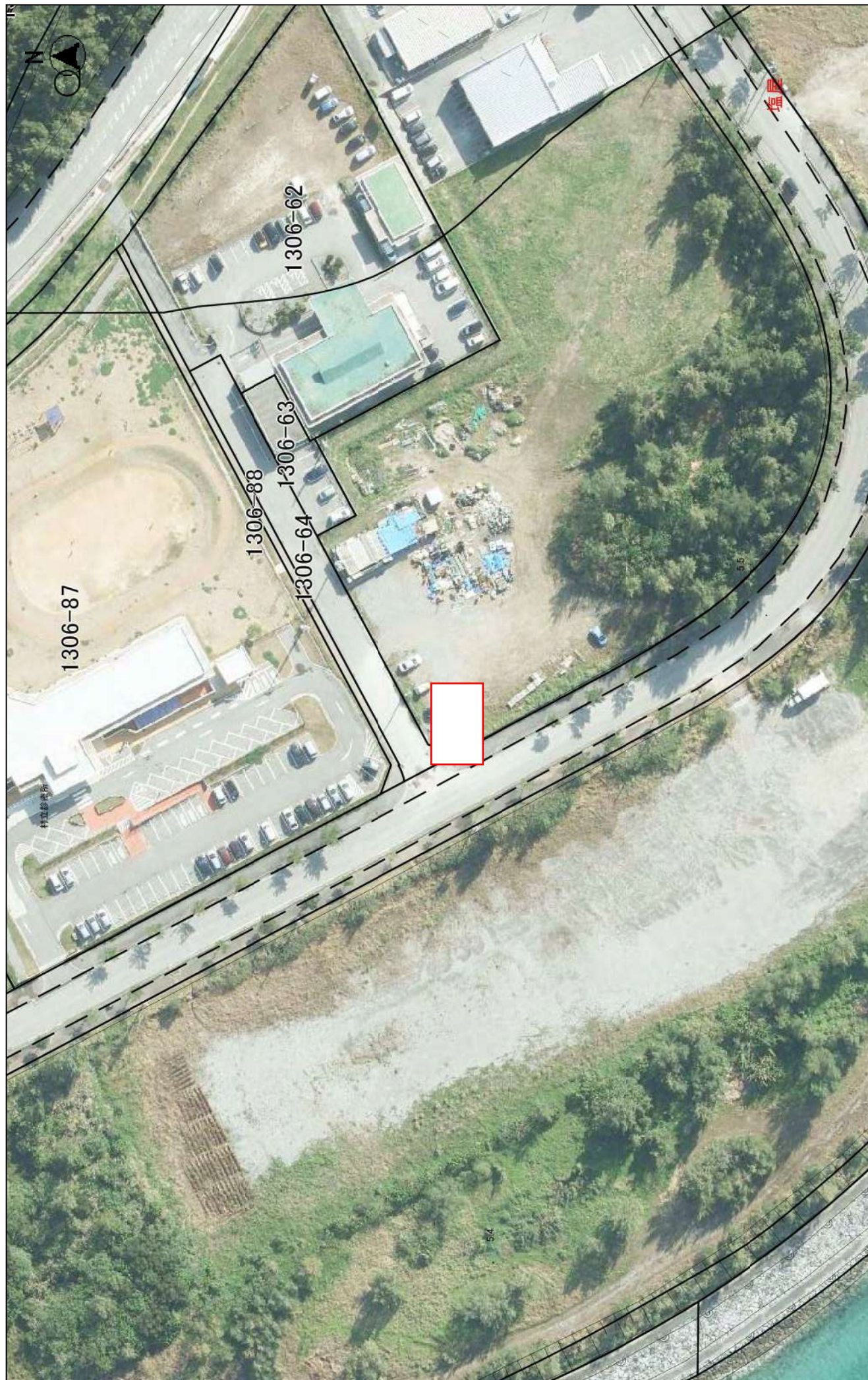


縮尺 1 : 1000



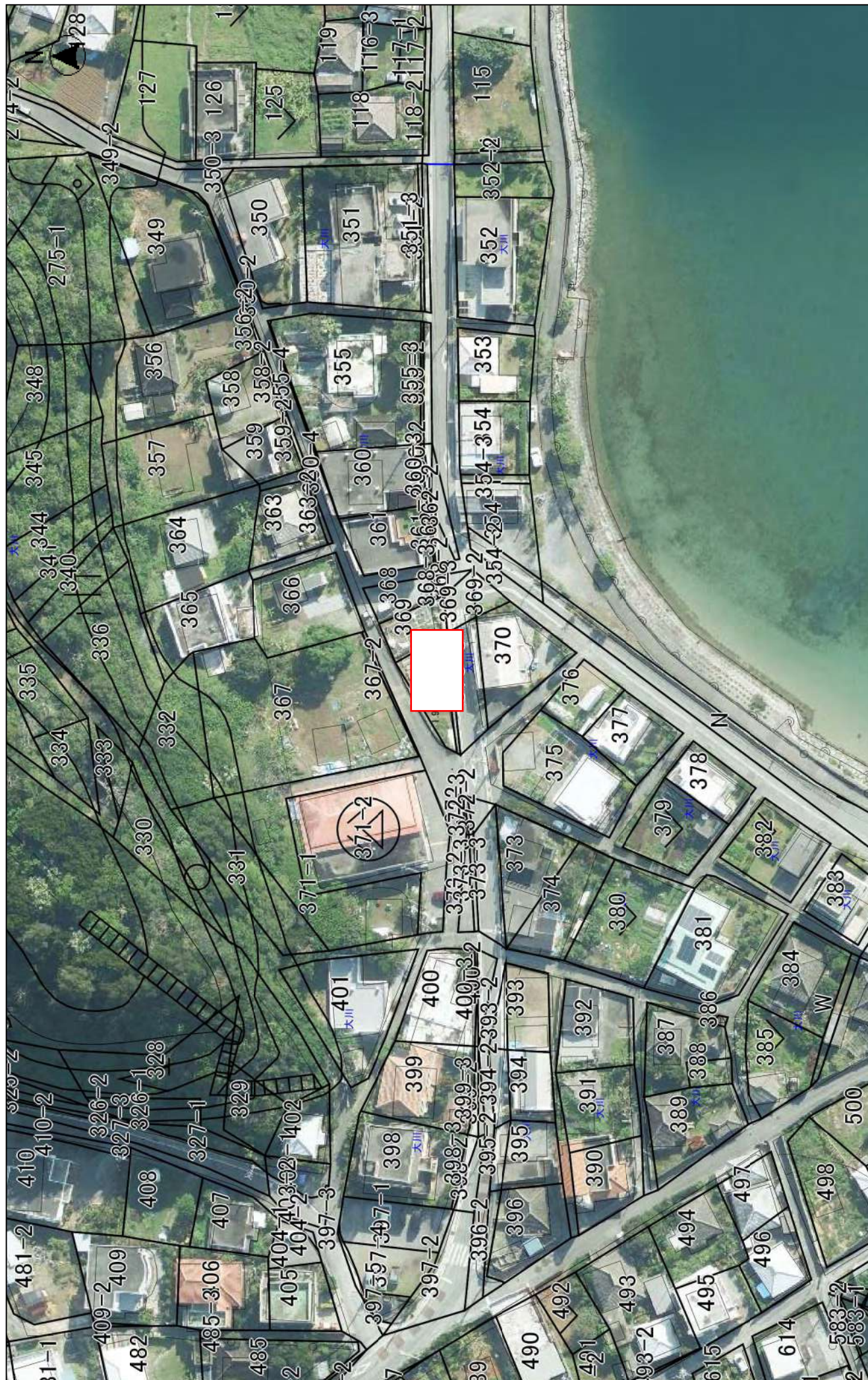






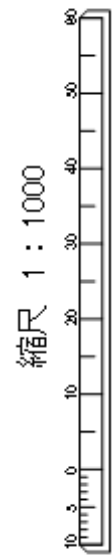
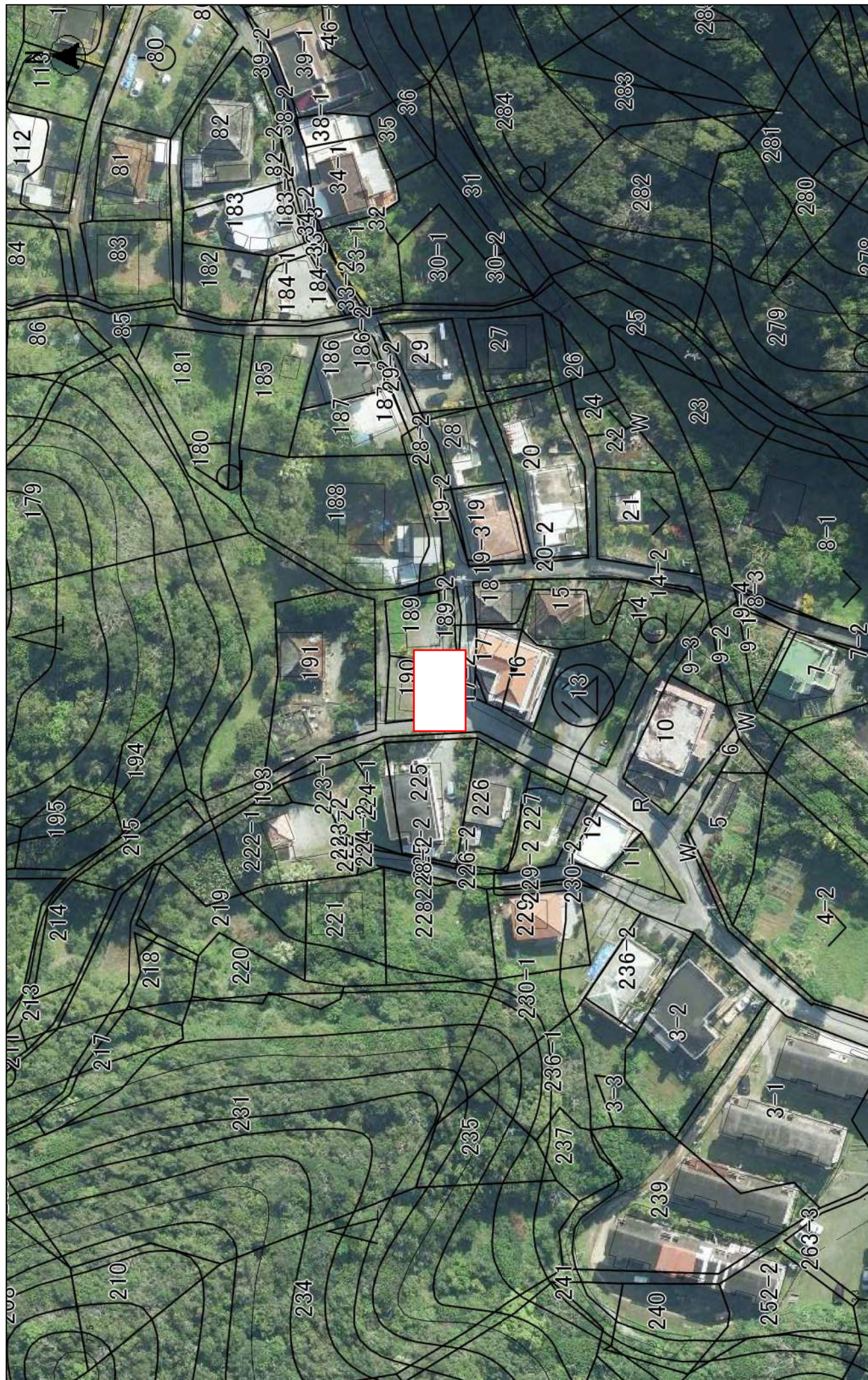
縮尺 1 : 1000





縮尺 1 : 1000

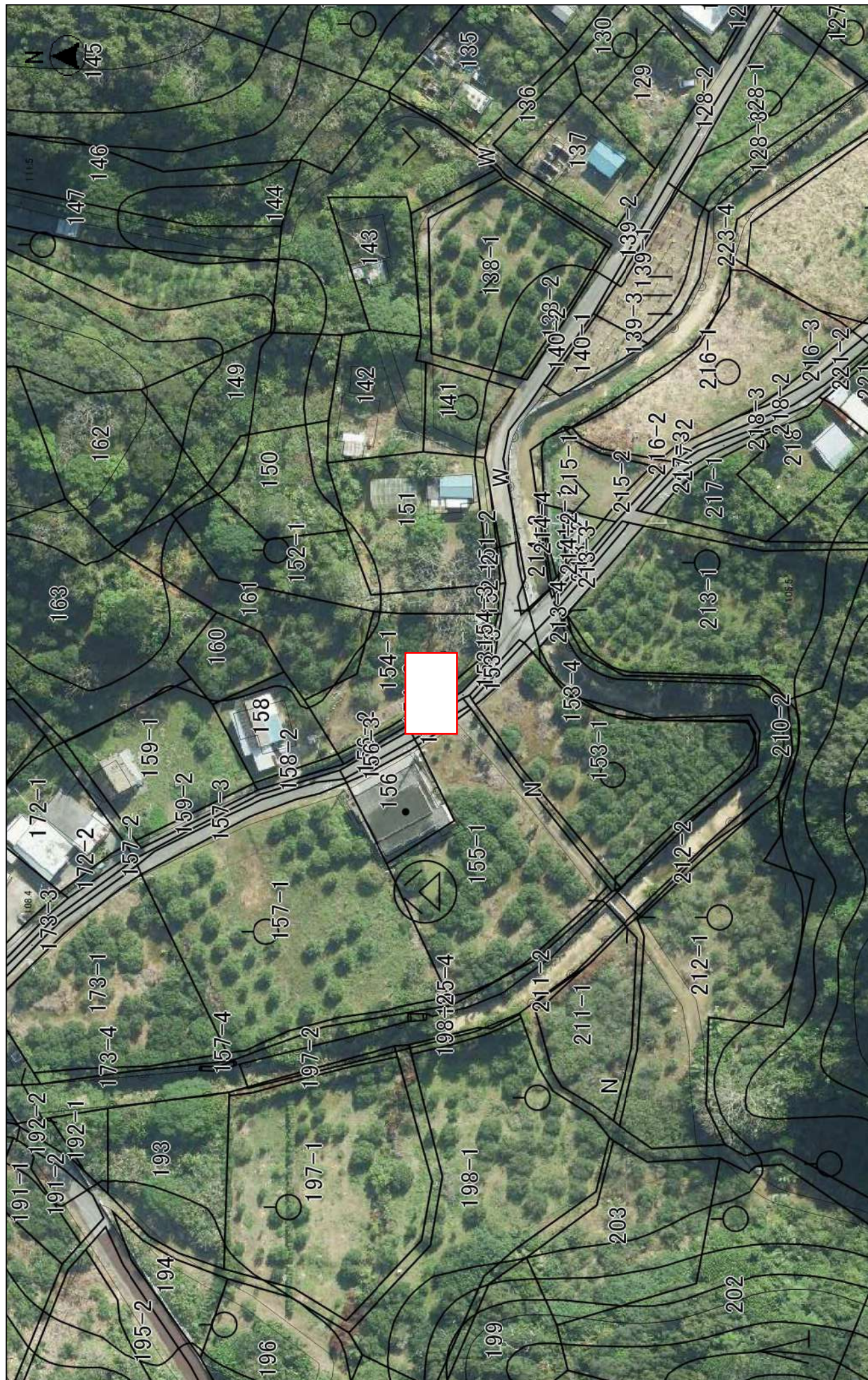






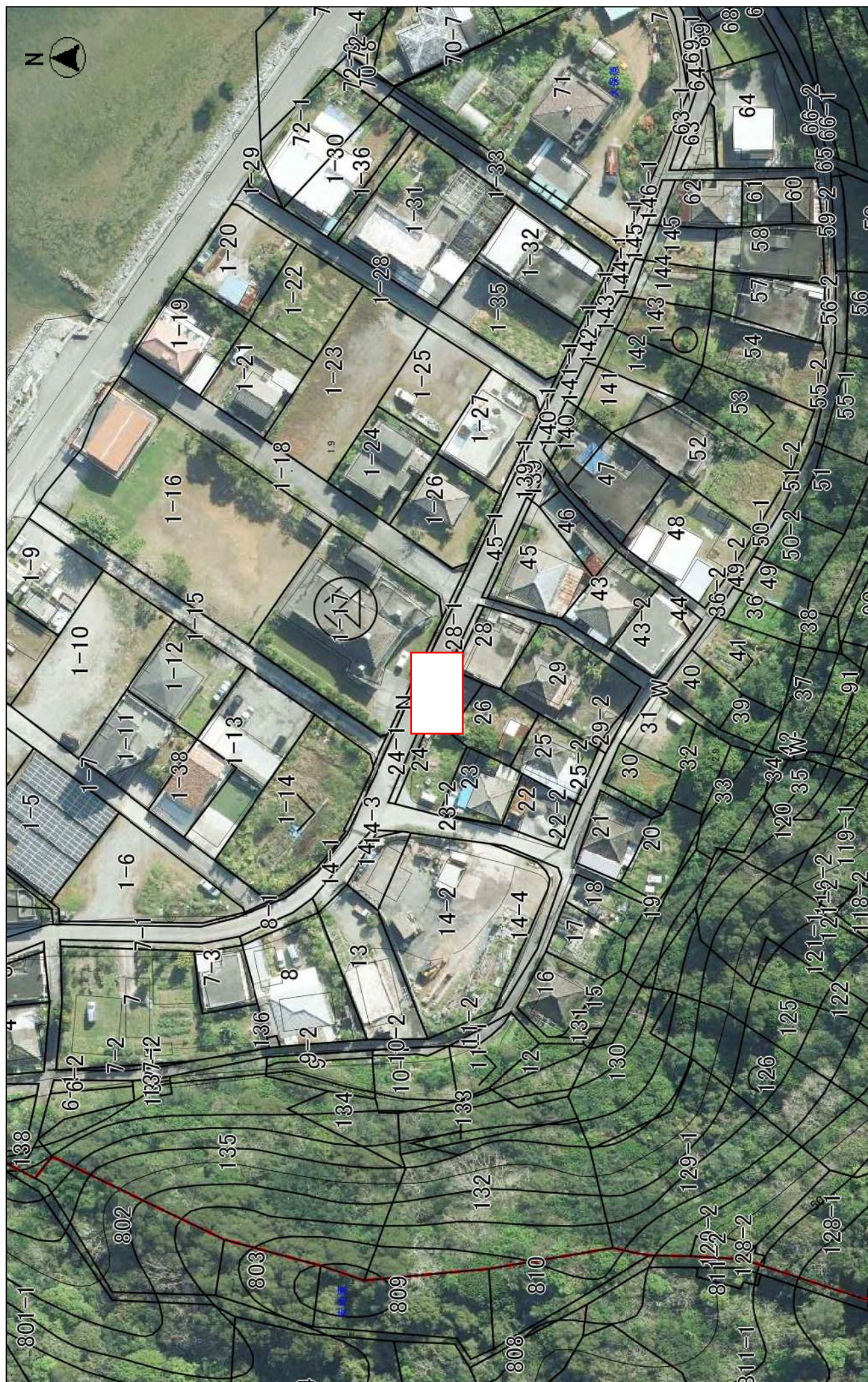
縮尺 1 : 1000



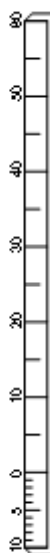


縮尺 1 : 1000





縮尺 1 : 1000





縮尺 1 : 1000





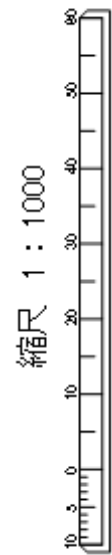
縮尺 1 : 1000





縮尺 1 : 1000

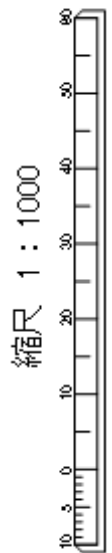






縮尺 1 : 1000

10 5 0 10 20 30 40 50 60





縮尺 1 : 1000



<表面>

5	3	1	○○選挙ポスター掲示場 大宜味村選挙管理委員会 注意 一、○○○○○○○○ 二、○○○○○○○○ 三、○○○○○○○○
6	4	2	

備 考

- 1 1区画の大きさは縦、横それぞれ45cmとし、区画を明瞭に区分し、区画としを明記すること。
- 2 区画を区分する線の太さはおおむね1cmとする。
- 3 注意書きは、村選挙管理委員会がステッカーを準備します。

■留意事項

- ・<表面>の見出しを除く部分に係る区画線及び数字の印刷色は黒色。
- ・各区画の内寸（境界線を除いた白地部分）は45cm×45cm以上を確保すること。
- ・枠組について、上図は例示であるので変更しても差し支えないが、十分な強度を確保できるよう、発注者と協議のうえ決定する。
- ・ステッカー寸法は40cm×80cmであるため考慮すること。